



## 巨大なリテール市場獲得を急ぐ欧米銀行

開発経済調査部 上席研究員 糠谷 英輝

欧米銀行による中国進出が加速している。特に2005年になって中国の商業銀行への出資競争が激化している。これまで報道された主な事例を挙げれば、オランダINGによる北京銀行への19.9%出資、バンク・オブ・アメリカによる中国建設銀行への9%出資、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、メリルリンチ、香港の投資家による中国銀行への10%出資、ゴールドマン・サックス、アリアンツ、アメリカン・エクスプレスによる中国工商銀行への10%出資、BNPパリバによる南京商業銀行への19.2%出資、ドイツ銀行、ザル・オッペンハイムによる華夏銀行への14%出資などである。欧米銀行による出資先は中国四大商業銀行に限らず中堅銀行や地方銀行にまで及んでいる。しかも中国の銀行は資産状態も不透明な部分があり、リスクが高いと認識されているにもかかわらず敢えて出資を決定している(外資による現行の出資規制上限は19.9%)。地場銀行への出資はリスクは高くとも、既存の顧客基盤を一気に獲得することが出来るという大きなメリットがあり、今後の急激な成長が期待される中国の巨大なリテール市場を狙ったものである。

中国は2001年12月のWTO加盟により2007年にリテール部門も含めた銀行市場を全面開放することを義務付けられている。一方、中国の商業銀行も市場開放後の外銀との競争激化に備え、敢えて外資を受け入れることで競争力強化を図ろうとしている。

またBRICsとして中国とともに今後の経済成長が期待されるインドでも、ドイツ銀行は5000万米ドルを追加投資し、新たに8都市(ムンバイ、コルカタ、デリー、チェナイ、バンガロール、グルガオン、ノイダ)に支店を開設し、リテール業務を急速に拡大することを発表した。中国とともに巨大な人口を抱えるインドも今後のリテール市場の急成長が期待されている。インド中央銀行は2005年2月に外銀に対し100%出資の現地法人設立を認め、さらに2009年4月からは外銀による民間銀行の買収を認める方針である。既に国営銀行が外資と合弁で関連業務に参入しているケースも出ており、現在中国で起こっているような欧米銀による進出競争が今後、インドでも繰り広げられることとなる。

邦銀は不良債権処理を進める過程で海外業務を縮小させてきたが、ここへきて反転の動きを見せている。特に成長市場である中国における拠点網拡充には熱心であり、地場企業との取引も拡大させているとはいえ、未だ地場銀行への出資には至っていない。

邦銀の強みの一つは海外に進出した日系企業取引であるが、日系企業が各国地場市場との取引を深めて行くにつれ、日系企業取引を推進する上でも地場リテール業務を手掛ける必要が生じる可能性が高い。現実に顧客となる日系企業は邦銀に限らず欧米銀や進出先の地場銀行との取引も行うケースが増えており、特に信用力に問題のない国際的な

大企業では邦銀取引に固執しなくなっている。また企業取引の決め手ともなるキャッシュ・マネージメント・サービスでは、邦銀は欧米銀に競争力で劣後するとも指摘されている。

一度奪われた市場を取り返すことは難しい。欧米銀が中国やインドのリテール市場への進出を急ぐ中、邦銀も早急な対応を迫られていると言えよう。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2005 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>